

期間 2月17日(月)～3月17日(月)の平日9:00～15:00(番号札は8時から15時まで配布)
 ※3月2日の日曜日は開設(番号札は8時から12時まで配布)

場所 取手勤労青少年体育センター(取手庁舎裏体育館)
 ※駐車場には限りがあるため、公共交通機関のご利用をお願いします。

▶受付時間…受け付け状況によって、番号札に記載されている時間と異なる場合があります。▶人数制限…人数は30分ごとに制限します。混雑状況によって、番号札の配布を時間より早く終了する場合があります。

以下の日程で、令和6年分の所得税の確定申告と市・県民税の申告の相談・受け付けをします。

※7年1月1日現在、取手市に住民登録がない方や必要書類が不足する場合は、受け付けができません。必要書類は下の「必要書類など」や3ページでご確認ください。

	日程	場所	受付時間
出張	1月 30日(木)	とがしら 戸頭公民館	9:00～15:00
	31日(金)	福祉会館(市民会館隣)	
	2月 4日(火)	井野公民館	◎出張では、申告期間前に、所得税の還付申告と市・県民税申告を受け付けます。
	5日(水)	おちんま 小文間公民館	
	6日(木)	高須公民館	
7日(金)・10日(月)・12日(水)・13日(木)	藤代庁舎		
通常	2月 17日(月)～21日(金) 25日(火)～28日(金)	取手勤労青少年体育センター(取手庁舎裏体育館)	9:00～15:00
	3月 2日(日)		9:00～12:00
	3日(月)～7日(金) 10日(月)～14日(金) 17日(月)		9:00～15:00

※番号札は8時から配布します。



注意

▶日曜日に開催する申告の相談・受け付けは3月2日の1回のみです。竜ヶ崎税務署の開設日に合わせ、日曜日に開催する申告の相談・受け付けは3月2日の1回のみとなります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

市の申告会場にお越しの方へ

- 37.5度以上の発熱がある方や体調が優れない方は来場を控えてください。
- 申告会場では換気を行います。暖かい服装でお越しください。

青色申告などは竜ヶ崎税務署でご相談ください

市の申告会場には税務署の職員がいません。以下の所得税の確定申告は竜ヶ崎税務署でご相談ください。

▶青色申告 ▶ 営業・農業・不動産所得の初年度の申告 ▶ 損失申告 ▶ 雑損控除の申告 ▶ 特定支出控除(給与所得)の申告 ▶ 外国税額控除 ▶ 譲渡所得の申告(土地建物・株式・ゴルフ会員権など) ▶ 山林所得の申告 ▶ 暗号資産(仮想通貨)取り引きに関する申告 ▶ 譲渡損失の繰越の申告 ▶ 住宅借入金等特別控除(初年度の方)の申告 ▶ 認定住宅新築等特別税額控除 ▶ 住宅耐震改修特別控除 ▶ 住宅特定改修特別税額控除(バリアフリー改修または省エネ改修) ▶ 準確定申告(令和6年中に亡くなられた方・申告までの7年中に亡くなられた方の申告) ▶ 消費税・贈与税・相続税の申告 ▶ 令和6年分以外の申告 ▶ 海外に扶養親族がいる方の申告 ▶ 配当所得の申告(ただし、少額配当で確定申告不要制度を選択した場合は、市・県民税申告が必要となるので市役所で受け付けます) ▶ その他、高度な判断を要する申告

※市の申告会場で確定申告書の投函はできません

▶竜ヶ崎税務署からの指導により、市の申告会場に、確定申告書の収受箱は設置できなくなりました。作成済みの確定申告書は、竜ヶ崎税務署に直接か郵送での提出をお願いします。
 郵送：〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町1182-5 竜ヶ崎税務署宛



市・県民税の申告

問 市課税課 ☎ 内線1243

令和6年分の所得を計算し、所得税の確定申告が不要な方でも、次に該当する方は市・県民税の申告が必要な場合があります。原則として、税務署に所得税の確定申告書を提出した方、または提出予定の方は、市・県民税の申告は必要ありません。※申告会場での相談・受け付けの日程は、上でご確認ください。

市・県民税の申告が必要な方の例

▶ 所得がなく同世帯の誰の扶養にも入っていない(遺族年金・障害年金・失業保険など非課税所得のみで、誰の扶養にも入っていない方も含む) ▶ 勤務先から市に給与支払報告書の提出がない ▶ 給与・公的年金以外の収入がある ▶ 所得控除の追加があり、確定申告の提出が不要

1月下旬に市・県民税の申告用紙を配置・発送します

- ▶ 配置…市課税課・藤代総合窓口課
- ※取手支所・取手駅前窓口・戸頭窓口・各公民館などには配置しません。
- ▶ 発送…前年に市・県民税の申告をした方には申告用紙を発送します。

パソコンで市・県民税の申告書を作成できます

所得税の確定申告の必要がなく、市・県民税の申告のみをする方は、市ホームページ(「申告書の作成」で検索)で、申告書の作成や税額の試算ができます。令和7年度(6年分)の入力は2月上旬から可能です。

▶ 提出方法 郵送：完成した申告書を印刷し、必要書類とともに〒302-8585 寺田5139 課税課市民税係宛

市ホームページ
申告書の作成



※システム上からのデータ送信や、所得税の確定申告書、収支内訳書、分離課税分(譲渡所得など)、5年度(4年分)以前の市・県民税の申告書の作成はできません。

◎会場混雑緩和のため、ご協力をお願いします…令和6年中に収入がなかった旨の申告書を提出する方は、ご自身で申告書を作成し市課税課へ郵送してください。

必要書類など

申告内容によって必要書類などは異なります。所得税の還付申告の場合は、振込先金融機関の口座番号が分かるものが必要です。

区分	内容
所得金額を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与所得や公的年金などの源泉徴収票(原本) ● 個人年金の支払通知(収入金額と必要経費が記載されているもの)、報酬の支払調書 ● 事前作成済みの収支内訳書(事業所得や不動産所得がある方は収入と経費が分かるもの)
各種控除を受けるために必要な証明書・書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額通知書 ● 社会保険料(国民年金保険料など)控除証明書 ● 生命保険料・地震保険料・(旧)長期損害保険料の控除証明書 ● 医療費控除の明細書※領収書での受け付けはできません。 ● セルフメディケーション税制の明細書※領収書での受け付けや、医療費控除との併用はできません。 ● 寄附金の受領証 ● その他参考となるもの(身体障害者手帳など)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 税務署や市役所から送付された書類(申告用紙やお知らせの通知など) ● 個人番号(マイナンバー)の分かるものと本人確認書類(運転免許証・源泉徴収票など)



医療費控除の明細書などは必ず事前作成をお願いします

以下の書類は、必ず事前に作成の上持参してください。作成していない場合は、相談・受け付けができません。

- 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
 - 営業・農業・不動産などの収支内訳書
- ※収支内訳書の作成に関する相談は受けられません。ご了承ください。